

六戸町新型コロナウイルスワクチン接種実施計画

六戸町

(令和3年4月作成)

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることを目的に、新型コロナウイルスワクチンの接種を行う。

2 計画の位置づけ

新型コロナウイルスワクチンの接種については、予防接種法に基づき、国の指示のもと、県の協力を得ながら町が予防接種を実施するものであり、町民には接種を受ける努力義務が適用されている。

国は、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」において、「接種を円滑に行うために市町村は実施計画等の作成をすることが考えられる」としていることから、六戸町として、町民が安全・安心に接種できる体制構築のため、「六戸町新型コロナウイルスワクチン接種実施計画」を策定するものである。

3 接種の実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

4 接種対象者の概数及び接種順位

(住民基本台帳 令和3年1月1日現在 国通知「(参考)接種順位の検討状況について」による試算)

(1) 六戸町に住民票のある方

原則として六戸町の接種対象者となり、国が示す、以下の接種順位により接種とする。

| 接種順位 | 対象 | 算定方法 | 対象者数(人) |
|------|--------------|------------------------|--------------------------|
| 1 | ア.医療従事者等 | 厚労省:総人口の3% | 328 |
| 2 | イ.高齢者 | 住基:65歳以上 | 3,651 |
| 3 | ウ.基礎疾患を有する者 | 厚労省:20~64歳の場合は総人口の6.3% | 341 |
| | エ.高齢者施設等の従事者 | 厚労省:総人口の1.5% | 164 |
| 4 | オ.ア~エ以外の者 | | 6,464 (うち15歳以下 1,422) |
| | 計 | | 10,948 |

総人口(R3.1.1 現在)

※ウ. 基礎疾患を有する者

令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態で、通院・入院している方、または基準(BMI30以上)を満たす肥満の方

- ・慢性の呼吸器の病気
- ・慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- ・慢性の腎臓病
- ・慢性の肝臓病(肝硬変等)
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ・血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- ・免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
- ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- ・染色体異常
- ・重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態)
- ・睡眠時無呼吸症候群

※エ. 高齢者施設等の従事者

高齢者が入所・居住する社会福祉施設等(介護保険施設、居住系介護サービス施設等)において、利用者に直接接する職員とする。

高齢者と高齢者施設等の従事者の接種順位は異なるが、町及び施設等の双方の体制が整う場合、接種順位の特例として、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うこともできる。

(2) 六戸町に住民票のない方

原則、住民票所在地の市町村において接種対象者となるが、以下の場合には、例外的に六戸町でワクチン接種を受けることができる。

- ・出産のために里帰りしている妊産婦
- ・単身赴任者
- ・遠隔地へ下宿している学生
- ・ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- ・入院・入所者
- ・基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・災害による被害にあった者
- ・拘留又は留置されている者、受刑者
- ・その他市町村長がやむを得ない事情があると認める者

5 接種を受けられる場所

基本的には、次の接種施設での個別接種とする。なお、接種対象者のうち、高齢者(65歳以上)及び基礎疾患を有する者については、かかりつけ医を持つ者が多く、健康面を理解している医師により安心・安全に接種できるよう、かかりつけ医を基本とした医療機関(高齢者施設入所者は施設でも可)での接種とする。

○接種施設の類型

① 基本型接種施設

ワクチン接種の接種施設及びワクチン配送の拠点施設

ワクチンの配送を受けて、超低温冷凍庫を設置する施設。サテライト型接種施設等に分配する。

施設名……六戸町国民健康保険診療所

② サテライト型接種施設

基本型接種施設等より冷蔵でワクチン配分を受け接種を行う施設。

施設名……沼田医院、福田眼科医院

※基礎疾患を有する者は、かかりつけ医が接種医の場合、かかりつけ医での接種を可能とする。

6 ワクチンの配分

六戸町国民健康保険診療所を基本型接種施設として、サテライト型接種施設の各医療機関にワクチンを小分けして配送する事とする。

(1) 作業内容

※ファイザー社のワクチンの場合

①ワクチンメーカー国内倉庫からのワクチン受け取り(冷凍での配送)

②ディープフリーザーでのワクチン管理

③ V-SYS(ワクチン接種円滑化システム)にてワクチンの在庫量等の把握

④ 接種医療機関への分配(サテライト型接種施設へ配送)

(2) サテライト型接種施設への移送

外部の運送業者に委託により実施(週3回程度)

7 ワクチンの供給量

4月26日の週に1箱(975回分)供給の予定。5月以降の供給量は未定である。

8 接種開始時期

高齢者への接種は、4月26日以降に開始とする。なお、ワクチン供給の安定が見込まれる時期から予約を開始し、接種医療機関での接種を開始する。

9 接種体制

ア. 医療従事者等

県が接種体制の調整を担当する

イ. 高齢者(65歳以上:高齢者施設入所者を含む)

接種者数 2,370人(接種対象者 3,561人の65%)

接種機関 接種医療機関

接種医療機関数 3カ所

イ. 高齢者(施設入所者65歳以上)

接種機関 高齢者入所施設または接種医療機関

接種方法 嘱託医による施設内接種

外部接種医による施設内接種

外部医療機関の受診による接種

ウ. 基礎疾患を有する者

接種者数 220人(接種対象者 341人の65%)

接種機関 接種医療機関

エ. 高齢者施設等に従事する者

接種者数 164人(接種対象者 164人の100%)

接種機関 高齢者入所施設内接種または接種医療機関

接種方法 入所者と同時期に行う場合は施設内接種

外部医療機関の受診による接種

※特例として、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うこともできる。

オ. ア～エ以外の者(15歳以下のぞく)

必要接種回数 4,200人×2回接種＝延べ接種回数8,400回

前提条件

接種者数 4,200人(接種対象者 6,464人の65%)

接種機関 接種医療機関

※現時点でのファイザー社ワクチンは16歳以上を対象としている。

10 接種期間の想定

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | |
|---------------|----|-----|----|----|---------------------------------|------------------------|-----|-----|-----|----|----|--|
| 個別接種 | | 高齢者 | | | | 高齢者施設等従事者、 基礎疾患のある方 | | その他 | | | | |
| 施設等への 巡回接種 | | ← | | | 高齢者施設入所者 高齢者施設等従事者 (同時接種) | | | | | | | |

11 接種券の送付

接種券については、住民基本台帳に記載されている者のうち、接種対象者個人ごとに送付する。

| 発送区分 | 印刷 | 発送 | データ抽出 基準日 |
|---------------------------|-------------|-----------|--------------|
| 65歳以上 (昭和32年4月1日以前生まれ) | 令和3年3月16日まで | 3月19日から | 令和3年1月1日 |
| それ以外の者 | 令和3年5月31日まで | 6月以降に発送予定 | 令和3年4月1日 |

【送付物】

①接種券 ②接種のお知らせ ③予診票 ④接種の説明書

※③、④については、接種ワクチンの種類によって内容変更や同封しない場合あり

12 六戸町新型コロナワクチン接種予約センターの設置

町民からのワクチン接種に係る相談、問い合わせ、接種予約を行う「六戸町新型コロナワクチン接種予約センター」を設置する。

(1) 開設時期

令和3年3月29日(月)

(2) 予約センター番号

050-5445-3063

(3) 開設時間

全日 9:00～17:00(土日祝日除く)

(4) 回線数

電話3回線

(5) 予約センター業務概要

- ①ワクチン接種に係る問い合わせ対応
- ②ワクチン接種の予約受付対応
- ③ワクチン接種に係る相談、意見、苦情等への対応

13 接種予約方法

接種の予約については、予約センターへの電話による予約、医療機関へ直接、電話による方法とする。

14 安全性の確保

(1) 副反応報告

接種後15分以上(過去にアナフィラキシーを含む、重いアレルギー症状を起こしたことがある方や、採血等で気分が悪くなったり、失神等を起こしたことがある方は、30分ほど)の経過観察時間を設けるほか、帰宅後に体調変化があった場合には、接種医または、青森県が設置する相談窓口にて相談を受ける。

また、症状を確認した医師または医療機関は、(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)に対して「副反応疑い報告書」により速やかに報告し、当該情報を厚労省と共有する。

(2) 予防接種法に基づく健康被害救済

万が一、接種による副反応により健康被害(入院が必要な程度の疾病や障害)が生じた際は、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度により対応する。